

## 【受講資格一覧】

※申込時点で、受講資格の条件を満たしていることが必須です。

※証明する書類が現在の氏名と異なる場合は、上記書類に加えて、戸籍抄本(写し可)を提出してください。

受講資格		受講資格確認書類
1号	保育士の資格を有する者	次のア～オいずれか一点 ア 保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証 イ 保育士(保母)資格証明書 ウ 保育士試験合格通知書 エ 指定保育士養成施設卒業証明書 オ 保育士養成課程修了証明書
2号	社会福祉士資格を有する者	次のア～イいずれか一点 ア 社会福祉士試験合格通知書 イ 公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証
3号	高卒等かつ2年以上児童福祉事業(学童クラブ含む)に従事した者	下記(1)(2)の両方 (1)次のア～イいずれか一点 ア 卒業証書 イ 卒業証明書 (2)勤務証明書(勤務施設の代表社印が押印された原本) (2年以上児童福祉事業に従事したことを証明できるもの)
4号	幼、小、中、高校教諭や養護教諭等の免許状を有する者	次のア～イいずれか一点 ア 教育職員免許状 イ 教育職員免許状授与証明書
5号	大学で所定の学科※を修めて卒業した者	次のア～イいずれか一点 ア 卒業証書 イ 卒業証明書
6号	大学で所定の学科※において優秀な成績で単位を修得して大学院への入学が認められた者	大学院入学許可書等 ※履修科目を確認できる書類を提出いただく場合があります。
7号	大学院で所定の研究科※を修めて卒業した者	次のア～イいずれか一点 ア 学位証 イ 修了証書
8号	外国の大学で所定の学科※を修めて卒業した者	次のア～イいずれか一点 ア 卒業証書 イ 卒業証明書 ※証明する書類が外国語の場合は日本語の翻訳を添付してください。
9号	高卒等かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業(放課後子供教室等)に従事し(※1)、市町村が認めた者(※2)	下記(1)(2)の両方 (1)次のア～イいずれか一点(写し可) ア 卒業証書 イ 卒業証明書 (2)次のア・イの両方 ア 勤務証明書(市町村長印が押印された原本) (2年以上放課後健全育成事業に類似した事業に従事したことを証明できるもの) イ 市町村長が発行する左記内容を認定する「受講資格認定証」
10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村が認めた者(※2)	次のア・イの両方 ア 勤務証明書(市町村長印が押印された原本) (5年以上放課後健全育成事業に従事したことを証明できるもの) イ 市町村長が発行する左記内容を認定する「受講資格認定証」
☆	一部科目修了者	前年度一部科目修了証(提出すると、前年度受講済の科目は免除となります)

※所定の学科・研究科…社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学、又はこれらに相当する課程

※1 放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業等)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等です。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。なお、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と断続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安です。

※2 放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(9号申請)及び5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(10号申請)については、市町村長の認定が必要です。